女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2021年7月1日~2026年6月30日までの 5年間
- 2. 内容

目標1:男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

● 2021年7月~ 社員への制度の周知を図るための広報活動を開始

● 2022 年度~ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研

修及び社内広報誌などによる社員への周知

● 2024 年度~ 配偶者が出産した男性職員に対して育児休業を取得するようす

すめるとともに、施設での業務配分の見直しを実施する。

目標2:子供が保護者である職員の働いている姿をみることができる「ファミリーデー」を導入する。

<対策>

● 2021年7月~ 社員へのアンケート調査、検討開始

● 2022 年度中 制度の導入、第一回目を実施とアンケート

● 2023 年度~ 実施後のアンケート結果に基づく次回への反映・継続実施への

取り組み強化